

## 長伏公園再整備事業第 1 期工事（大型複合遊具設置）要求水準書

### 1 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、三島市（以下「市」という）が発注する「長伏公園再整備事業第 1 期工事（大型複合遊具設置）（以下「本事業」という。）」の契約に当たり、設計・施工一括発注公募型プロポーザルにより参加者を求め、提案書の前提条件となる要求水準を示すものである。

### 2 法令遵守

提案に当たっては、都市計画法、都市公園法、建築基準法及び三島市都市公園条例等の事業内容に関係する関係法令を遵守するものとする。

### 3 工事の概要

- (1) 工事の名称 長伏公園再整備事業第 1 期工事（大型複合遊具設置）
- (2) 事業に供される公共施設の名称 長伏公園（ながぶせ）公園
- (3) 工事の場所 静岡県三島市長伏 274 番 3 他  
※本事業の施工箇所は別添平面図の赤枠内とする
- (4) 面積 2,700 m<sup>2</sup>
- (5) 工事の内容 大型複合遊具の設置工事一式  
※実施設計（詳細図面の作成・構造計算等）作成を含む。
- (6) 契約上限金額 1 億 5,000 万円（取引に係る消費税額及び地方消費税相当額を含む。）
- (7) 工期 契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで（完成検査完了を含む。）

### 4 当該施設の概要

#### (1) 施設の概要

供用開始	昭和 49 年 4 月
所在地	三島市長伏 274 番 3 他
敷地面積	5.54ha（都市公園台帳/開設面積）
区域区分	市街化調整区域
都市施設の有無	都市公園区域（公園駐車場及び浄化センターグラウンドを除く。）
建蔽率/容積率	60%/200%
防火区域/高度地区	なし
前面道路	市道松本長伏公園線（幅員 12m）

#### (2) その他の用地条件

区分	条件
埋蔵文化財	当該敷地内において、埋蔵文化財は確認されていない。
地中障害物・状況	長伏プールの躯体コンクリート等を撤去し、現場発生土等で埋め戻し、表層 10cm 程度を再生砕石で仕上げている。
指定緊急避難場所等	指定されている。

## 5 要求水準

### (1) 共通事項

#### ア 景観・環境への配慮

- ・大型複合遊具のデザイン、素材及び色彩は、周辺の自然環境と調和した施設整備を行うこと。
- ・利用者の安全を最大限に配慮した整備をすること。
- ・年齢や障がいの有無、体格、性別にかかわらずあらゆる人が利用できるようユニバーサルデザイン（インクルーシブ要素）を適宜適切に導入すること。

#### イ 既存施設・整備施設に関する事項

- ・都市公園の整備であることに十分に配慮すること。
- ・利用者が施設間を移動する際の動線に配慮すること。
- ・児童遊具エリアのリニューアル及びその他施設との連携を見据えた配置とすること。

#### ウ 地元業者の活用

- ・設計・施工にあたり地元の事業者の活用が可能な限り図られているものであること。

#### エ その他

- ・現場発生材の再利用に努めること。
- ・地面に敷き詰められた砕石は、第2期工事等で再利用することが想定されるため、発注者が指定する場内の場所に保管すること。

### (2) 大型複合遊具

#### ア 長伏公園整備の全体コンセプト

長伏公園全体の再整備のコンセプト「若い世代から選ばれる楽しい街のシンボルとなる都市公園」を実現できるような大型複合遊具の提案とすること。

（全体整備のキーワード） ※第2期工事以降の施設整備を含む。

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ・日本一子育てしやすい街      | ・若者が楽しめる        |
| ・幸せ実感都市（将来都市像）の象徴 | ・近隣地域より遊びに来たくなる |
| ・スマートウェルネス（健幸）    | ・おしゃれな休日        |

#### イ 導入希望する遊具の機能

- ・全国に誇れる子育てしやすい街のシンボルとなるような大型複合遊具
- ・三島らしさ又は市にゆかりのある資源を意識した独創性のあるコンセプトであること
- ・子供たちが好奇心を刺激され、冒険感覚で多様な遊びを経験することができること
- ・保護者や付添人も子供と一緒に楽しむことのできる遊具
- ・子供の運動能力の向上に寄与する遊具
- ・遊具の利用者は、幼児から小学生（おおむね3歳から12歳）を想定するものとするが、今回の提案を受ける施設は、主に6歳から12歳までを目安に設計された遊具（大型複合遊具）とする。ただし、大型複合遊具に加え、他の年齢層を目安に設計された遊具も含め複数設置する提案も妨げない。

#### ウ 安全基準

- ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」及び「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S：2024（一社日本公園施設業協会）」（以下これらを「指針等」とい

う。)を満たした遊具とすること。

エ 一般事項

- ・遊具施設は、受注者において「公園施設団体賠償責任保険」又はこれと同等以上の補償を満たす保険に加入すること。
- ・受注者において製品保証をすること。保証期間については、企画提案書に明示すること。
- ・受注者は、保証期間内は定期点検を指針等又はこれと同等以上の基準に準拠して実施すること。

(3) 設計・施工・付帯工事

ア 設計に関する事項

- ・工事の設計にあたっては、「静岡県業務委託共通仕様書」に準じて設計すること。
- ・安全な利用を確保する観点から安全領域を十分に確保することはもちろん、障害物や動線の混乱による衝突の無いように配慮すること。
- ・採用された企画提案について、市との協議により、配置やデザイン、配色など軽微な変更を行う可能性があること。

イ 施工に関する事項

- ・工事の施工にあたっては、静岡県土木工事共通仕様書、静岡県土木工事施工管理基準、三島市建設工事執行規則に準じて施工すること。また、指針等にも準拠すること。
- ・公園利用者の安全を第一とすること。
- ・施工時間帯は、原則として土日祝日等を除く午前8時30分から午後5時までとするが、詳細については市と協議すること。
- ・工事区域は、工事関係者以外の出入りがないよう柵等で封鎖すること。
- ・工事施工にあたっては、交通誘導員の配置、注意喚起の看板・標識を設置するなど十分な安全対策を講じること。
- ・公園近傍に小学校及び保育園があるため、工事車両は徐行する等安全に特に配慮すること。

ウ 隣接エリアの境界部

- ・児童遊具エリアとの境界部は、利用者が安全に行き来できる構造及び施工とすること。
- ・本事業エリア西側は未整備エリアとなるため、境界部については利用者の安全が保たれる構造及び施工とすること。

エ 地面部の施工

- ・遊具設置面の衝撃緩和措置として、必要に応じて安全領域には、砂やウッドチップ、ラバーなどの衝撃吸収材の使用について検討すること。
- ・当事業エリア（別紙平面図の赤枠内）の安全領域以外の表層の仕上げ方については、利用者が安全に遊ぶことができる構造及び施工とすること。なお、令和7年度に当事業エリアに、市が別発注で令和7年9月以降に芝生の植栽を予定しているため、芝生の植栽箇所を提案すること。大型複合遊具の設置と芝生の植栽が同時に施工できるよう配慮し、芝生の植栽箇所については、協議の上決定するものとする。
- ・施工にあたり当事業エリア西側の未整備エリアを資材置き場として利用することは可能とする。

オ 看板・表示

- ・各遊具の遊び方・対象年齢・注意事項・市が指定する事項等を記載した看板等を適切に配置し、安全に配慮すること。また、遊具の認識のしやすい位置に対象年齢を示すシールを適宜貼付すること。

#### カ 休憩施設

- ・利用者が快適に過ごせるよう日除けができる施設及びベンチ等を設置すること。
- ・保護者が容易に子供たちの状況が分かるよう視認性を考慮した提案とすること。

#### (4) 維持管理費用の負担軽減

- ・完成後 20 年間の年度別の大型複合遊具の維持管理に必要な経費を示すこと。
- ・遊具の部材には、高い耐久性及び耐食性を有し、遊具の長寿命化に資する金属類を使用すること。その他の使用部材については、木材は極力用いないものとするが、樹脂や合成木材は使用可とする。
- ・維持管理（部品の交換・修繕等）が容易な材質・構造とし、交換部品等の調達が迅速かつ容易なものとする。

#### (5) 遊具エリア全体の構想

- ・今後、児童遊具エリアのリニューアルを予定しているため、第 2 期工事エリア（当事業エリアから児童遊具エリアまで）について、構想レベルでのレイアウトを提案すること。当レイアウトには、水遊び場を明記するものとし、既存のエリアの区分に囚われる必要がないものとする。
- ・第 2 期工事以降にて、外周にウォーキングコースを設置することも考えられるため、本事業エリアの北側及び南側に幅員 2 m 以上の当コース用スペースを確保すること。

#### (6) その他

- ・関連法令等に関わる手続き及び費用については、受注者が負担するものとする。

## 6 市の責務

発注者は、受注者が業務を遂行するにあたり、必要な情報収集・資料提供等の協力を行うものとする。

## 7 著作権

本業務により創設された施設の著作権その他の権利は、発注者に帰属するものとする。また、受注者は、著作者人格権を行使又は主張しないものとする。